

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象者

小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成 5 年法律第 5 1 号) 第 2 条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

※常時雇用する従業員とは

1. 労働契約に期間の定めが無いなど、長期雇用を前提とした雇用形態、賃金形態の従業員。
2. 常時雇用する従業員に含まれない方
  - ①会社役員 (従業員との兼務役員は除く)
  - ②個人事業主本人 (専従者は除く (家族従業員))
  - ③2 か月以内の短期雇用、4 か月以内の季節従業者 (パート従業員)
  - ④1 日の労働時間及び 1 か月の労働日数。または、1 週間の労働時間及び 1 か月の労働日数が通常の従業員の 4 分の 3 以下の従業員 (パート従業員)

○ 補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</li> <li>・個人事業主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師</li> <li>・歯科医師</li> <li>・助産師</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・NPO 法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・申請時点で事業を行っていない創業予定者</li> <li>・任意団体 等</li> </ul>